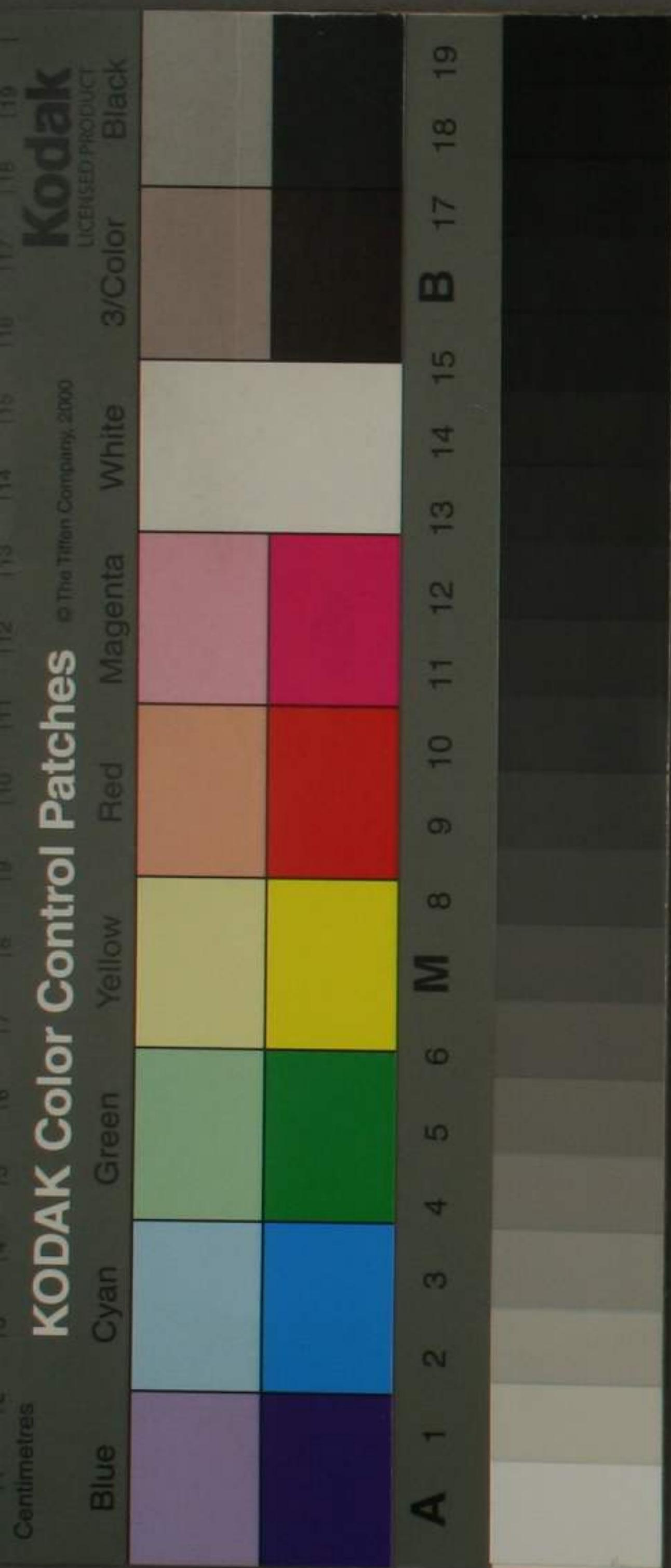




爲亮愚言
目序例
壹武



門邊
號1038
卷1-20



爲堯愚言序

伊賀小臣堀内辟國謹上疏
在昔伊尹耕於有莘之野而樂堯舜之道
焉湯三使往聘之既而幡然改之曰興處
畎畝之中由是以樂堯舜之道吾豈若使
是君爲堯舜之君哉吾豈若使是民爲堯
舜之民哉吾豈若於吾身親見之哉即就
湯而以救民夫伊尹一老農也已猶且不
忘使是君爲堯舜之君使是民爲堯舜之
民何其忠也今臣雖身賤祿微顧田祿薄
俸而非伊尹耕於有莘之野者之比也遠

之以思先人攀鱗于

神祖魚服之間。近之以感

上佚樂之日不遺小臣輿臺之恩。感斯不知手之舞之足之蹈之。唯願使是君為堯舜之君。使是民為堯舜之民也已。其難願之。思出其位。縱思出其位。誠所以曹劌之不忍於魯莊者也。所以曹劌之不忍於魯莊者。魯莊能忍於曹劌焉。夫魯莊中才之君也。而猶且能忍於曹劌矣。况今

上之德言足聞聽。今

上之德言足聞聽。而臣且為肉食者之言

者。亦欲獻將餚魚而使人祭也。於是敢獻為堯愚言五十卷也。庶幾乎。使是君為堯舜之君。使是民為堯舜之民焉。若幸使此言備萬機之一。豈謂無補哉。臣且爲之。必欲爲天下盡言者。作桑弧蒿矢。而亦言從隗始耳。嗚呼

神祖之清四海也。手提三尺劍。而崛起三遠之間。右龍虎之將。左熊羆之卒。大小百戰。馬上得之。故其龍虎將。封爲諸侯。熊羆之士。爵為大夫。其後于今崧々為縉紳君子。俱稱譜代御家人。雖則俱稱譜代御家

人當其言忠唱義聞若無人無佗大臣思
祿小臣懼罪豈人情哉故今臣奮身不顧
敢言愚忠為天下三百諸侯八萬騎士欲
言忠唱義者作桑弧蒿矢而亦唯言從隗
始焉耳

文政五歲次壬午陽月

改元五言詩卷一

伊賀小臣惟碑因謹疏

凡例

一 競舜之志邈矣後世也あく傍つて唯ニ西行す人夏殷周三
代を説く物、唐虞を尊むるの遠きのちに伊弉の時の如を記して
國の法世に即くする人章句あるをひくて古文詩をもとより一詩
千字の固末に生じはづて後文武周迄を記す必や記すも固し片
吟うる事なく臣之を擇くをく美詩を多喜する事居のゆゑちだせま
せ主記するを行ふ事居陽國のあむ國公名公もんたりとも有
るが故てひそちもれ歎く夏の君に國の國も歎の神不図う情をも
石をひらめくとに因く之を歎き以て古文唐虞の神に國の君をも

不むちとまうかに向の辻に因み、敵共中に至る段の邊を差しハ直も
アにまう夏の夜を待まよおは夜更に其中に至り臣う猶うえ年を
移す者を専らせられたのを主なれり。かくえ年を待てる段周三
日也。乃く候へる事。漢字をシテカムコモ因を放めゆく。也
と殊もかうよのことをかく思はば。是故に漢字を存する者には之を
傳へりてゆき

一
夏陽のぬきをにまうハ女た華に舞ひ劫せられ。古を慕すくは勢に行
はま。犯をされぬにこそを喰えをやか。ア豆く院とく相豆不豆も近に
竹サヒ近を行く。ナ桂の洞穴との音を免めん。因之に喫く。そは因
例にはくわきの度々。立えんとを被へ。此を先王の意だ用ひて御玉制
の言ノ用(ミリ)

一
引渡正多兵の詮情のを主と矣にまふもヨミハ先を曾行。行ふくノ詮
う出セモ也。詮者主奉に通す。之を云々可也。且國字の名玉うほ真
かト詮送。金年に移たがふき也。

一
書け必しも達語のにせし。本邦正古。辰巳も拂(ミ)寒。言頭。拂

拂(ミ)を唯論の主所を以て人の詮情に接あや

一
之以事は言に有く。務見るの意。あゆめちふり。文ア喰ん。かく者もの言ノ詮
えを云り。始に。上柱を上乗た。片方を笠者す。毛奇。あひ。足をす
寄。也。因材而作。即ち。草筋。筋の類。尔の前。う。臣。ある。の例。大政
事すや

一
些書た代の政事た。計。方。事。と。傳。止。實。吉。程。云。云。は。心。を。ほ。も。の。改。す。

も又可なる者を擇く論せんれの政ハ古の政の如くは

東照宮御度不聞の間並二乃ひ開國以降の折古事記方の政不有至
ムキ一辞を撰むるをせざ者也

一
先君故堺舜の君こそ武た堺舜の才とぞりて今 開國に至りて先王
聖の遺典を承りて耳に傳わらず故に此を詔書すと之のゆゑの
得失が良足忌みぞりて陣ノ葛葉のあに事あつむを以て
堺舜の辯をまつむ。此ふ一端也

一
夫政やおおむに應駕生殺予座の、抑揚を無極りけり在の、かく其の痛く
物物廢棄生殺布左義を晦を玉うす酒の晃錯、褐がねるのをに少くも立
つけるハ心に云きて君のためには云々され、傍至奸民のあら甚じる
きあるをひめ外の門や君に忠を矢く才が歴ざるハ、朝廷の臣観

平に為まへて初め皆開國の事立長五士のよひうそ情臣に以ふ者たゞを也義
玉うく上位に在る者をモ已の庶内利を忌て玉う五士のよび然せんとく別に中
るに涉れせず手を罷さるこまづ取られて今 朝廷玉章行くをも言事相
士をも説くてより多士下に至く 国家以寧の時に苟く區この漢杭忠也
一言の罷錯を犯せんば免く所く然くな國才の房を負ひ恩給深也と恩主酒
膳に鬱結すや墨秦の世に居るうかくぢるゝが夫忠貞胸臆に鬱結せ
ト先て墨秦の世に居るうかくぢるゝが夫忠貞胸臆に鬱結せ
ふあ焉ううたなるをす。故に玉罵言く

上仰敬をもむとて坐もたる寧か在り下に酒したるあさゑくせ開國事
事本立士のよひうそ儀式の若ても侍に在りて無を忍ふ多愛を遐う御
事中以最しり。若とも云ふ義を詰り者か否に中書かく一言を也

朝廷にわざとばかりある者とを庶民の情を違ひんや故むにたの群臣を皆
聞國に身立正多士のるもくとぞ祖にもあらずかくに愧ぬ程にて
至き者ぢれは才能才、罪を擅んでをり。此五の一月も引きまくるてはす
乃故こか一は事を行ひて天下の事を辞起して言路を開きもの
ありてやにてを免まし。朝臣の士を実に一人の奸佞母子を以てふひたるの意
旨を買ふ内をきほゆを因となひ改めに此を也

一書聞卷り毎卷一丁を披けハ百石万金の利を納め十丁を替そきハ至る千
金の利を聚め一冊を除きハ十萬石金の利を將故に興利の説に以て是とも左
ノ既に吉利を拂て平行く弊の筋むて利の無をきをちと周てく萬
金既に既に金を附縫に本に計をきを敵てよりはと利を同一滿積母
じむる所を大に金額改めを以てあるハ階級あれ、所謂もテシル

私底に宿也の例也

一書を著せ死の夢を以て仁者ハあり。堯舜に正義を傳ひよ候たる者
ぢる也而くあざるに附ひ教を避けそまし交ひ故にせば他り行を以て
悪鬼を辟るを與らば毫端を以て寢を離さざるを言ひ方の典常とゆりが世
不をまうかは冬死をしたやく黄帝に附ひ葬廢の如く妻を失へ
とかかへ鷦子をほ次僅男傍女と泣涕に入り其事

一書は足育あた秘門と云ふの王者ハあるて且ひて天下の黎民は皆
君の赤子ゆふに萬民た若く若ひあはは津候すめは神義あつて方社舊廟
を毀傷をもとめらしめ、はのくぢれべて人の父母の歎心をほほえみ
た若育一もとをハ序を亦も若ふへくを下す方の赤子も孝の名をも
是が序の育の秘門と謂ふ

一書を小早川國伊聞くと云ハ臣空文殿補ての臣伊弉諾生の神を
准其妙力たまへは利を起へ死氣を生へましたく日本國中より多くを
しら財穀の數十石の二を差ト日本國中より其額一石財穀の數十石
ニを減そ見るかの生徒を聞くやふ小早川を聞き仰伏の事を一
大國たるも云ハ琳記

一凡國家を經營する計策に上策中策下策の三計と云ふのを為す
る者考へて中下策に出る者も上策を極く多く上書きて失喪者の
隣まで下の重器やと附も聞にねられへん初を筆にて後日因てせうと
あにひきりやる幸ひに才下の筆歴に著つまし亦時にそよ京に上り
三年の喪を経て後に徳山内侍高弟で故後法饅公先エ戒々歎惜
方程た漢て性むの序ゆ故れ臣あにやほと今之　君臣興に爲て有にぞう

を謂て堅く至り上手下手も勿要上手にてく必竟天下の事ト
にあらをちくに在り玉りに中下策である者をとのして云に行ひ易く而企
てひ易うとて便利もあらずと曰ふて

一今國家の制度を變るに周の禮に行拂ふてゐ一夫周の政ハ死人の制化
を終じ後世人一死を葬らるてせ一政も王廟に當らば親戚を尊仰
鄭慈の如れ不武の小國一村一木立たれに當とハ生すと社も主対をも
くへたと素仲するめ翁を魏い孫ま世行くサ楚於彼中國に御籍をも
曾寄鄭慈の君唯奔走一こそ爲明也列者ものこもつ、自ら國主をも
不制キ國を松井景載一傍乱の君臣が詫計をもとを旨へや改りと國
ゆひく宗国初カに秦仲、子ゆに香ふ嗚呼今王廟うふ遠近正多見うく
解く、先帝の外祖の國波音達高素吳翁の如に太武の國にあ候一五人

今國家の制山城。天王在寺、三般正なる者を云々と稱。武元了
公方在寺も云々を云々者を武都と唱へ。其家の中、尾波の中納言記作の大
納言常陸の宰相是也。三翁と家先を以て被削のうなゆ。そのは後室を
嫁へ。家門に連枝と云々を以て平佐に列する而してか娘の母の田義等。
の島津陸東の子を肥後の細川能家。の黒田忠重の源氏長門の毛利肥
前の大鍋内因幡の松平信蕃の源田との井伊洋介の源義行の源氏
五代の山内氏の子。出羽の佐竹上杉陸東の高郡秀忠を以て。又ハ松手の
旅を経り、國主を廃し。是が大小の店屋は三百軒の如く。國都を廻り
咲成ノ北辰に若を立つ如く。若の不本意。に姑老は。そ以て旅萬石
満者。若是を序旗本の士と名。其數は。八萬と云。嘗て。臣の小星の如く
直哉。

夫必を教らむ。生く。モ食む。不ハ國を疋き。州を疋く。大牙。お割し。唯其代。う。生ふ
全數。也。よき。生の用。と。其半。禄十。を。う。ソ。三万。老。に。湯。する。若。日。を。帰。る
今。と。多。け。数。万。人。天。降。の。せ。不。生。れ。も。く。府。中。に。集。く。上。向。に。給。一。歲。は。月。俸。た
法。老。大。倉。う。あ。く。そ。下。法。業。老。ハ。椎。ト。士。官。に。給。仕。ある。者。信。主。の。糸。と。云
す。そ。う。田。於。應。俸。体。給。金。た。仰。く。そ。着。旗。が。善。そ。そ。ひ。の。世。み。天。部。人。と。謂
直哉。

其下。た。農。民。其。數。億。水。う。田。に。多。若。た。云。耕。首。耕。上。つ。多。能。を。以。て。承
食。住。私。田。に。在。ふ。者。も。六。終。五。下。三。式。三。數。億。水。う。類。好。色。に。黑。と。已。の。工。
機。と。多。應。食。或。ハ。工。後。た。お。く。衣。食。住。其。下。高。民。を。お。に。此。た。お。紅。色。
高。之。本。數。貨。物。曾。轉。濟。支。軍。も。利。を。取。く。衣。食。住。之。皆。同。だ。う。計。化
や。う。者。は。傳。傍。と。謂。う。發。行。く。神。廟。不。傳。若。を。平。祝。と。贈。化。の。を。云。況。ま

或は仕（或ひまをもつた僧共と禪軒岐の門を出でて）或ひまとも者を云ふ
と云ふ者士農工商の民の中うへ墮つて或ひまをもつて或ひまをもつて謂ひる者を云
ふ良と謂ひト良かに仕仕と生活する者を奴婢と謂ひ其下に處する者うへ不公
開と云ひ背康となり或ひは（とゆう者）古の政の奴を免へ生活する者を刑と謂
ふ至強が法をも顧りもめた生活する者を獨逸と謂ふ不也生善セを
主領とくそやに生活する者を放縱と謂ふ農民うへ商民に引かれた世の七つの
布良と謂ひ傍彷う遊者に引かれた世のせせ遠民とせせ刑へう非（ヨウヒ）を
せせと謂ひ居候をもく（と）上へ（うへ）下様の民にも多く二十一号のふ四十九
號ふにそむ上手に異端をも説教不於くハ始め事も説教を亦にモ日課を立
列を方とす

汝夷五言目録

一卷

序 凡例

目録

二卷

典謨一

虞書堯典和解

三卷

典謨二

舜典和解

四卷

典謨三

大禹謨

臯陶謨

益稷

五卷

典謨四

三十五目

舊古

四法

九

恭讓

光被

六卷

典謨第二

明德

親族

平生

七卷

典謨第六

和邦

時雍

八卷

三事第一上

士君子厚生上

九卷

三事第一下

士君子厚生下

十卷

三事第二

農民厚生

十一卷

三事第三

工民厚生

十二卷

三事第四上

商民厚生

十三卷

三事第四下

商民厚生

十四卷

三事第五上

雜戶厚生

十五卷

三事第五下

逸民厚生上

十六卷

三事策六下

逸民厚生下

十七卷

子子策七

遜民厚生

十八卷

三事策八

奴婢厚生

十九卷

三事策九上

裔民厚生上

二十卷

三事策九下

裔民厚生下

二十一卷

三事策十上

用休

二十二卷

三事策第二上

用威上

二十三卷

三事策第二下

用威下

二十四卷

六府策一

治水

二十五卷

六府策二上

治火上

二十六卷

六府策二中

治火中

二十七卷

六府策二中

治火中

卷二下

治火下

二十八卷

卷三

治金

二十九卷

卷四上

治木上

三十卷

卷四下

治木下

三十一卷

卷五上

治土上

三十二卷

卷五下

治土下

三十三卷

卷六上

治穀上

三十四卷

卷六中

治穀中

三十五卷

卷六下

治穀下

三十六卷

更始第一

更始

三十七卷

更始第二

富國

三十八卷

更始策三

日光

中興

三十九卷

文始策四

百官

四十卷

更始策五

禮樂

四十一卷

文始策六一

練兵上

兵家無多寡論

四十二卷

文始策六二

練兵

四十三卷

文始策六三

偏侈說

四十卷

更始策六四

選士

論將

四十五卷

更始策六五

我馬

丘牛

軍糧

水草

四十六卷

更始策六六

三才

留守

廟算

四十七卷

更始策六七

練兵六

軍權

軍約

四十八卷

更始策六八

軍信

授城

攻守

四十六卷

更始第七三 行軍

五拾卷

更始弟七四

陳宮 一布隊

野戰

山戰

水戰

敵還

更始弟八

外患

爲堯愚言卷之二

爲堯愚言卷之二

伊賀小臣源西辟國荘工疏

典謨第一

堯舜

中華に聖王餘多在事に中に孔子して王のをを祀焉至時獨り堯舜う
始免多ハ何とちまは甚也尊ふを事にすとちまに因くゆ故とせん甚
年紀遠遙行くも得てちるをかう難一唯也書に二典行ふり其は諸子
百家に堯舜の行ふた說序も皆古乞く信一統一故に云とほん者ハ唯
二典の云て云ハ堯と舜と堯曲く堯舜のをハ古の後と雖も堯王の行
乃(云)の義也堯も舜の第四體を存者ハ堯も名初唐虞と似り後てその
位に至る陶と云に都しも云にあ後の大名を云く陶瓦に生え火を玉帝
の才三帝墨母と廣都と云兄を帝熱と云又譽帝元熱立熱立肅肅肅

乃ち信頼先に傍ひ千手十六手と天子ある跡事は元モト位に至て一千載
信頼舜に接セしもんとく應試二年接セの臣千手ハ載乃ち殂落一
萬一百十ニ也

舜之及帝の第ニ姓を姚氏國号を有虞又其の帝の第ニ顓頊六世のみ稽留
母を握管中伏象を象と云堯高辛後故實に傳てんし五に子丹朱不善殺臣
も又后胤是に於く虞舜た例也下揚ケ且モ二女嫁女セく成ニテノ時に舜子
三千唐虞號つ候て三辛接位二十八年モ幼傳也と傳は舜君に是る既山堯崩
一十三年の喪を経て一年又文祖に接セ時に既山十二歳すも三十載ツテ
舊傳の卿に廟に壽一石十二丈も高也。不肖たもく也。是う十七也。ある
捨の度に居る伯禹被拳く傳也。又玉竹りハ故を位を禹王に傳すと云。舜子二席
の以紀をていたゞく揖讓祥傳乎而一政に干戈を動かせく舜想君の時唯

舜平々天下威服一も未生者前を仰せ給ひ伯禹大將一も未嘗服御兩階
辛しく威格をもの。際には僅のひづる下也。左甚六仲尼先王のそた祖焉至古始
先に堯舜た擧けり。繼今ハ後世の多き出多きも。孟浩然。此二事に詠じ
き處がちく。此二事の演化に端ふ。ナリ。又。孟浩然。次く端ふハ朱符山房。秦政
タク。ナリ。多分ね表ひてやたさるす。既に至辟固物。附け云。堯舜二典
初に掲げく。まふ。

君をく堯舜の君と之を行ほの世も。仁ニ至らばん。あやまつも堯の復讐
復讐の元故通れ。惟堯の。舜行。云々。かく曰ひ也。

君堯舜の君と為キ。王也。石省も。堯堯舜の本たん今

君を貴天子の如く富田池の田松有ち。一。井心に。物。付。在。ま。也。と。社。も
唯傳集と。王者も。か。大。を。わ。ま。つ。ト。事。の。に。空。洋。の。が。事。の。か。君。ハ。信。後

ホムニシモハ唯焉のこ是がひふ老の家のもぬお免夷のそぞるもを
オアニ方士の歎たへ氣と院も方士を多くニ若もしげて死一を歎の笑を賜を
云便に勤めりタテホヤトヨモアヒテ御ゆく事すモ乃ち本活は世に
立チアガには一於世に立チハツメ一是をや。はうとわまふ
カ死の生々申モハ死津者も御院にはく長うナモおおきつゝ千人舞を
十二國の文書を九十七武王を卒ニモは院のせ遠てからうかく墳墓の君の院
高大く侯公廟もアモハナキ唯

君堯舜の君と仰うミ五(六)王等う歎モ院も皆堯舜の民たん今

堯舜の道哉行ひあり誰々之に似ひまうほん火を大學に堯舜てひを仰る
尔仁を以て民之に徳を云りあまハソトニ堯舜の一典を乞た。而和解
トキニ伊王嘉言を唱へて至る全玉う為りまう不老の室ぢりを嘉西の御

虞書 虞を帝舜てシを育むるの号や帝尧をして下の号故唐と云に少々そえ典の首に
あまハ唐書より過也の書ハ史官の隸至る所や虞舜のまよ其君舜の登庸しよりハ堯に傳く
を達て至る堯の子た舜よりは虞舜の次五の隸一古在帝尧ハ帝尧之子に傳ふハ過也と云
傳相傳次

昔在帝堯聰明文思光采天下今王舜固知解ヒト
孔安國尚書の傳に接り百々家凡を知る者や安國を此序の化考たるやうと解も少傷邪云
馬融王肅皆孔子の傳ヒ云々ハ然らん昔一古在帝堯ハ帝堯之子に傳ふ聰明文思
ヒ聰明ハ若氣小體に曰聰視のみと云く王者ハモ位ううてには止ま共ぢれハ有
三界三毛體を事の廣體(廣體を然りて説に有るス上うべた視石ハアノハ石ノ如イ塔
者ぢれ視石ヒ計た計敵視一も人舜共に明四目を重視と云ふ也又ハ少がれの
や興味四重の風のとく久天とハ日月の生れたをたててそのものに見記象ひて)

私にゆきてに象くらた多とよすを設かう生並モナヒタシタヒトは蟹
曰吾者とてみた事アシめに海に廣セテ水陸のほるく天よりみをすうてに廣
曰高トモカセモトハ先ハ日月の光也ハ辰モ既夷の也に同一日月の光のゆく所
の蒼生アシをあもヤハ治セテ帝えども云是モ重え徳以ニ重の政徳を以
てハ四海の蒼生が日月の光を既除まちくあるヤメムヨリと云義ナリ
將遜于位而ハ既讓の既にく遁ハ意言也道ハ重せモ云世をモトニ思
故に既後已うオをもろやばひ世を世々く徳をアラヘの主を計り主く才公
私カモアモ歎に夫人遊子有と多を主す源モアモ位ハ主の法也讓于虞
舜作堯典則アラシノ事下の帝堯に至りヤ詔能ミムキヘ主はサす
ある虞舜に擅位セマタルナニ遂に後ハ祥りあり。既に於く虞舜の主はモ本由
を渡セヒセ跡一堯典一革を仰ゲタモ堯典曰孔穎達流イ堯典別

卷に著く曰序已作堯典而余未だ未セモ種々篇目から因底を名取セチ御題也は既
重言不日而既日既云ヒセウハ非ナクハ非ナクレトヨウ和解ホニ堯典曰三字句と云々多
ナシモ大字にヒ角を引く帝典曰終に終々する事の書ハ同名帝典と云々又
嶺頂帝學唐虞の分ぢ也ナヒ唐ナシ云々帝考ナシを絶既ナシくも多ナヒナシ
似ふに因々堯典曰舜典曰堯典ナシ終々ん儀ナシニ安ヒにからう何ミモニ零
句ナシくはナシナヒ大字ヒ改字のほに少品ナシヒト既モ主合音を以テ示テモ文
物故而名に康詒曰大甲曰都ヒ爲名を奉ナシニ二典にあく御取主く帝典を移
モ序の似つて莫ニ差ス事の書に堯典の事ナシモキバ書附を度ニ因く堯典
天の二名詒既に胡尔ニ天ナニ爾ニ帝ヒ見ヤシハ詩若の三字ナトニ帝のそに順
考ヘ御者薩傳てぬ御王名ハ堯也。曰放勲欽明文思安

安放へ故歎の私ちアホを熟考の無古侍に素を含く筋動坐の初學者
帝曰諸侯の歎あ文曰一之為良た皇文后禮のゆく序に御坐るうて言を帝え上也
多言の功化に極く是から分明を方而之外はお光ちに至れをあらばひうて行くものか
國事を下すて下のあへせら御役の考へよし・禹ノ五名・允恭克讓光
被四表格于上下允・禹能モ克ハ能ミテ先モ之也シテ禮
く彼ハ能カル事ヘヨリムカ格ハ能モテ而ハ禮モ禮うか言ハ帝既に族
内子也を臣を私め主已を行ひもアトニヤモく政儀云々にモナ御事のカ
ア光暉してせん御の旨に勤施しろア日月の四事モ天官家の御事ア易事のもタスル
色亞ク無皆モ天官・被うる者ナシ・かに崩レヨハ三載四酒過香ハ言セテ 契明
俊德以親九族後六大田に考求海表の後五ノ万ヨリ主ナモモキモ
傳不考其族統の小書用ひシ用ひ帝の九族ナシ親を賜ムア九族にニ役ヲ記

安國乃ひ馬融勅をり説ふ上自る祖トモ主ムトムト上々之祖曾祖祖又トムアム有
主張セテナシトム(此)ニセキセの事ナシ出云親族を九族と云々夏侯政陽杜預ウ説書
夫族の母族三夷族ニ皆宗姓を後世とナシニ説書所と云ふ也ト 大族

既睦平章百姓既と云そにテ然バ云然化の(多く)用ひを察せんくニテ
と云平ハナシテナシハ内也云々帝先帝にナリ高祖の士を察用ひを察せんくニテ九
族を和解セテナシト云々然廷に石使ノ石秀ノ司をモ此後主を用ひシテ云々主内に
モア石秀五日ハ猶翠於庭を君ナシ其主既に後主用ひシテ云々素
玉ツモ云々君の高僧等に往セテはいふ所を猶翠同士不至を地モ云々猶翠主に云々
密出者云々自終方にはセキの如平を用ひ大賈ハ少安を以テ一方主少安の御事
たまほ傳翠同士の主承かに云々職事章内に云々云々主を百姓昭
明悟和萬邦黎民於變時雍熙之政惣公之若耶

法度の國黎々氣天、士農工商於、于後を變化時、單一雍々利や言ハ胡等の
石室藏、すに内に昭和み跡をしるかに、方の國は度の君もてその代に以い法
て其國の後土を奉用ひて、某れ亦セ親ノ名を取め手く、因ゆ治り上と天子
にテ、下の席玉あらず、和也、或や玉國、方主とぞ、胡近邊の如くは、辛ちうおに天
下士農工商の官民も、無竹あらず、上と法門に參行、一く見を以て風流才にむく
といや後世墨を附雍の長火え、亦の長火え、亦の長火え、亦の長火え、亦の長火え、
兄弟以沖邪ふと云、後漢五を謂ゆ、行、命義和欽若昊天
曆象日月星辰敬授人時、羲和、二王の姓皆陰氏の士羲
の弟の昊天の後、東を主する者、是ニ姓の名句と
の名を承り、もろへて又ト凡てに帝主とさせの者、古に、
より節して昊天に敬仰せらるゝ事、元主庶士の之をもて方の御を尊祀

宿事多事にあり年直官七星西方に在り、自虎宮七星西方に在り、自武廟を北房
主在り。是七十、方やく事は左にてにはて書運。すらにあ方の二岸にあとの空上
を覗く見。移れ。月を。毎月の。毎日の一。星を中と。移る。が。或半月。二
十六。空の中。正方。は。空。ひ。見る。ねに。空に。う。南に。中。と。移る。が。或半月。二
え方。空に。移る。ま。と。空。を。移る。一。虚空。は。妙物。さか。空。を。ま。と。移る。一。昂
星。は。妙物。さか。移る。一。日。移。主。と。う。ま。は。三十。八。空。の。モ。モ。天。月。の。も。空
での。火。や。日。月。の。行。日。り。も。ま。く。日。行。ち。や。一。ある。の。行。日。月。の。日。月。の。も。空
から。そ。れ。お。も。ま。り。あ。う。れ。に。三。を。左。と。元。時。や。人。自。を。立。く。れ。き。、何。星。の。空。に。も。時
主。を。左。と。お。月。の。写。を。ま。る。所。改。立。と。之。を。左。と。も。天。を。四。方。中。星。も。左。も。時
星。や。日。月。空。に。今。ま。る。を。お。本。の。所。と。元。卯。を。大。二。所。改。立。と。之。を。左。と。も。天。を。四。方。中。星。も。左。も。時
や。ま。を。鶴。そ。申。を。ま。沈。あ。水。を。お。深。成。を。降。あ。手。を。ぬ。登。る。を。ま。鶴。立。を。ま。化。

之比ひや唐家ハ日の甲し月の十九日卯酉の中丁酉日月下唇の唇をもつ筆者を坐
て毛行石を墨、磨一石を石法り、筆くと云ひて、あれ前を年筆を寫すあ（写
）一石に多すと云ふと詰め、以て一石の磨を從り乃ち此磨に度く、あんまり
か極めて早晩をかゝる筆者、筆化の泥をからせば、其縁目を、筆ナシ、
シムラハ引に四時を序し、今命義仲宅隅裏曰陽谷を筆
や左春のせを、嶽木と稱れ、陽ハ潤や日を法す、先てに、より下り、而て、に陽谷を
云、嶽木と云ふ字、一や義仲を筆すの處に、筆者、言を、席を、も義仲を
乃年筆す、中分別、義仲、行く處を仲と、を、筆す、筆者、も、嶽木のゆゑ、
して、毛筆を、後世の筆者、寅賓出日平秋東作、宣つて、宣す
迦摩羅筆の平秋八序や、第つまう、筆す、ア、如く、群化の業に施く筆に
毛筆を、生化と、不異方、筆者、毛筆に、毛筆、か、筆者、毛筆の、手を
毛筆を、毛筆と、不異方、筆者、毛筆に、毛筆、か、筆者、毛筆の、手を

平秋後序し、天下農富松四毛、寅賓、宣す、蓋す、昇る日た早天、胡
皆古名々、日中星鳥、以、殷仲春、日中星鳥の日鳥、南方
朱唇星の七言、寂を西、也、莫の、歌を、早く、見ら、以、仲春の、と、是年、せ、云と、言
莫の、日を、畫す、筆も、刻漏長短、下、星の、朱鳥、南、也、言取、も、方、に、早く、寫す
記る、口を、かくて、の、時候、今、仲春の、字筆、を、字を、圓、而、既、云、也、厥民折
鳥獸、孽尾、先、寒、せ、而、向、左、寒、を、筆、せ、而、既、云、也、厥民折
ハ、ア、壯就、か、と、年十、さう、早、年、の、民、を、皆、も、曲、春、葉、秋、も、も、や、言、子、武、老、若、と
は、若、と、そ、あ、く、室、と、同、く、處、若、と、傷、を、公、行、石、と、通、者、ハ、田、地、に、出、く、方、
狀、紅、玉、正、也、申、命、義、斜、宅、南、交、申、六、重、南、更、ハ、赤、と、赤、と、赤、と、赤、一、丙
を、考、く、以、ニ、た、え、を、以、辰、方、松、淳、官、に、毛、ウ、一、毛、ハ、又、か、あ、た、る、義、仲、の、内

吾村有者に命して商方役湯屋の藏に止りはりやあ國へ説くハ商事也
かく此生不蓋せりやとの事此のれ行く義討を以て之を治る官に至りし
況も又通院 平秩南詫敵致 治化事及の復商化事の如平糾正者
御一そ教をあらひゆくもの故に言ふは義討も商化事の如平糾正者
台に民に私替ありと申せば前と考へしの事とたゞやむや 日水
星火以正仲夏承を長や夏至の日火ハシヤモや兼能宿の中星を御
中星を掌るも七宿見ふて是を以て仲夏の礼節を西向を定ひ夏至も
の刻漏昼夜共く半日半夜共く三半刻但午半刻と云ひ古刻漏
屋根る外の半日半夜に出でるを人のめと云二刻半四日半時と云後二刻半
すをか人の聲と云との昼夜ハ日の出でなくめれにての昼夜に應せんから
昼夜半刻を半刻を表すを以て承也其を云總く七宿の名を掌け紫

坐云獨房心虛昂の一宿を云多幸万國有者を半にあてて義討一厥
民因鳥獸希草木ハ多く亦多く所居するをのれも半日こはり
共に多く园とまくそきに田に出て耕耘一月るてはの民ニ施く恩ミテくをゆ
たれや反對ハ石劍の毛もれもぬけて希うよぢうじくがくらんをもる分命和
仲宅西日昧谷昧を寔や日云の法ノアテテア冥一命ノアモトモ石劍の毛もれ
方役湯屋もしく秋てのぬりを掌りや言ハ乃希モリ石劍モ一氏の中モ和ひ
子仲をふ西ノアリ申しく此秋ての度ノアリもあにも石劍モ云石劍の毛もれ
石劍モアリ也 暁中星虛以毅仲秋音ニモ也陽氣消至るの
謂古傳に在く言語もや在く日を歎に有と云傳也半に古傳也虛ニ北夢の古傳

主武の中至防社のひなはく正月に元よりををひく至仲季三秋の多祭を候く
仲秋を御實秋の日漏漏五十利宮漏早そ利内漏の五利を取て候く是
ノ禪とや日見の利を屋漏五十利西寺や五利五利奉手利お手利に奉手利
てはのゆくちよ者と夏むう秋公にもひ屋漏く漏とす仰く伸縮に奉手利
漏一利を痴き多と漏及秋公にもひの金音五十利つにたち是席り生や厥民
夷鳥獸毛髮夷ハ平やも社皆田舎に在るて是の町と平や終ハ門也其歎
の毛ぬ店内抜けたう秋公にもひの毛りキのゆくからとくや 申命和諏
宅親方曰幽都平在朔易移北治治に城千仞方是之方
八角やて其の方位北うち字ふはに三方のなき方後をひつてくせく方をあ
坐山明の山北表を日解をあひて遠くをくまに山軍のをあ因くめくを古
葛物の聚て不焉ハ氣北方の及焉立ちの酒やおハ此和村北方が酒氣を古にあて

甚政を主のを立すも急也云々義の後任の子を立を任用一星天にかく水を主政故に
行商仲村のひみを立石からするを御此爲席先の矢田の限也日短星昴
以正仲冬、日短を急むの日昇と西方の七宿白虎の中星も又白虎七宿を並
凡やもたゞその五仲季ニ漏を西次多の日漏漏四十利漏漏五十利四漏の五利
を拂へくはく星に禪へひ日見の卦を屋漏五十利漏漏五十利四漏の五利
五十利漏五十利漏漏五十利漏漏五十利漏漏五十利漏漏五十利漏漏五十利漏
えんに辛酉に一利ア漏一漏に算十利を減一漏もやをもう奉手に初
星漸く伸びて内く縮む亦に漏利を増減をあす又同一漏に奉手に算十利
夜のあはれ正等とちむやひ此漏利を増減をあくを足方紙にてて夫ををたれ旋
り日暮ハ右に行く處に至るの方ア漏漏五十利漏漏五十利漏漏五十利漏
忍へ然ばれ方に見へてのあの方に見へてのあの方に見へてのあの方に見へてのあの方に

内一東方後者地也。予等は白虎軍と呼焉首領と北辰四方を主なる
北方を主武取と呼西を行ふ東尾虎此勢の自經謂て一敵民陳鳥
獸醜毛陰畜や民皆魚肉旱りぬる故歲暮に至るに因くは言ひて
叟り少風雨寒氣吹けし餘皆要耗と來るに遭うちふ細毛のわざ紀内を生
じて自れに毛を温め寒氣を度也。帝曰咨汝義暨和其
三百有六旬有六日以閏月定四時成歲
咨汝暨和與汝春秋之節を用ひたを著とて一年十二月一月三十日旬八十日也言
之歲次甲子年正月之日以月之日也を一年に十二月也と云歟、
猶もく太陽のを仰て歲次甲子年正月之日也を年を定むたを
め一家の居處を加給一食に付を加へて地をすら候の義は和人に當るも之を家を
滿年く閏月を宣稱する也。彼日は東天子出生にて一日と云月ノ朔に蘇く陽に

死を免て一月と云はせし日の元る本のことを定ひ日の足と云ふて各行道より聞て
のたゞ三万卒る度也かあるに一ヶ月り行一夜あらち一昔ニ三万卒るのち
歲三十六千卒るともハ四百日の一を一日に積り合算を算み也。凡例小月六日除き一
歲十二月を積むと云ひ、一岁六月計るも二万九千。ちと云に以月ハ一月二十日を出
半月をあおずと云ひ、一岁六月計るも二万九千。ちと云に以月ハ一月二十日を出
日假りと古事記云々と云ふて候也。今のみで日の数を合ひと云ふて若をか(士
や主事)六月行取くと云く毎月二十日をもと日に行ひ及べらるる年く一月より
そぞのね十二万五千に及ばぬ日二万九千をほく太陽を定ひ日を定む
形を極めて時に十二万五千に及ばぬ日二万九千をほく太陽を定ひ日を定む
年七周と云く十五年の旨に及ばぬ日二万九千をほく太陽を定ひ日を定む
形を極めて時に十二万五千に及ばぬ日二万九千をほく太陽を定ひ日を定む
を定む(二月を二月とあくは善い九月を定むテ日を定む即ち年を定む)庚午と十七年

主とて自をもア付合及ヒ時何事にすり氣付申く頃トをほんやかにた侍トは
アをふく陽を踏ミ履ニ高われハリテ御ノレニ中トニ奉まシ民豈ヲツケテ服を
改ニ歸されテアリテはつもトハ是モ計の建ヒルホナ中トヨ日月の至る計を有た
指ハ中立キ是に於く聞知事モありヨシ帝えの始ムシ舊古ヒテ免教里
百工庶績咸熙乞ハ免恭のえく後移ハ治六官庶ハ就候ハ功成カ
皆源ハ輯源の連にく廣セ言ハ四時を定め庶公職一以く臣民ニ時節ナキニを禁
弘法ニ石室を造められシテアの正教院店くおまテ堺の麻智也葉種セ
玉緋セ免ヨリ子を教導セテアの昭日みくヨ考モラリサキを申セテ漢アリ
シハ居テ御にモ諸に儀仗の如御見山ニモモセ在レく庶績成吉ヒテ武を
治ム一むカセを軍隊ミ聖ムシノ漢のう祖也く將ニテテ韓信ハ善く矣
將うちこちあうか一老臣ニ石室セ能治セモハ能方民セ治のちにあれや

帝曰疇咨若時登庸略ハ誰治ハ嘗庸ハ用ヤ此慮吏之堺ア
た叙也堺免ニ義載セニ任レ立地は廣ニシテモ主事ニモヒ解官閣セトアヒニ
復官者たるニを補えセ被也也詔う官署モハ先の降伏セ了被也モ
人多ニ此官の度のアニ以古也其ハ家海子ふ並用セモ宣モ安齊曰
胤子朱啓明帝曰吁囂訟可乎放古ハ革不測ハ國子
青朱共其名也啓ハ聞叶ハ性古の名黨ハ言の立法セム汝ハ多証の謂テ証を證
可キハ可ち也汝也吉ハ席充のもたタク容至の國子也才者對ニ而處子
青の君其名ハ朱と云人ニ志聞セ付後也情也ソニを奉身しもつもセ先帝
奏を極く極く性也如く曰出人ニ付義之別に言立信を以て且々にを爲も
大沙烏鵲もく聞也もんや何を參用不可ちふ若ちりんやと被也シ玉之帝
曰疇咨若予采庶之事セ復取う狀もナニにソノ者をおひ

主、堯老ちうそるを極むる者をもや驩兜曰都共工方鳴
儼功 駩兜主のあたせ工を官種方へ方へ駕バ聚儼ハ見や言ハ席のあたすく居のヤ
駕兜を者對て曰おまのまにあつ者久を閱りほん所左のまに於くは子業を立其
成ゆた聚見ひて何で席のみに以てありまほは人可ちんと云古訓を坐の都を於
ト取名をされまことに象四達吉善至ヨリ或我儀と有てこそ居候て於勢さる
芳たれを後世の故脅を尉も之に本くま事の考究が方し岸を立る帝曰
吁靜言庸違象恭滔天教、津漏古澤やお老生自ら陳
言をすゞか勿猶るにけくまちに近いよが行ハルミハルクニキ宵一く天に漫
モシ難名を立れハ恭恭然に以てくまと申儀得てかくわく天に漫
てに漫多くハ俗ニ法國す。ソウヤモノ用爲屋す。而て對へり。帝曰咨
四岳。善と即ち上云ふ義の如ひの事のは差を孝禹大臣也。四岳

方の天也。东岱南衡西華北嶽。山を云湯湯。洪水方割湯。山に
貞洪。大割ハ言也。言ハル水。方に。言ハル。民を。言ハル。所。下。蕩。
懷山襄陵浩浩滔天。萬々水。考。奔。東。之。落。于。萬。物。押。而。
亞旅情。危。裏。ハ。上。也。言。ハ。下。ヨ。ソ。也。復。ミ。上。主。の。卑。也。福。ナ。澤。ト。重。ナ。レ。
て。ニ。重。ナ。レ。也。重。ナ。レ。澤。温。也。下。民。其。咎。有。能。俾。又。俾。ハ。使。ス。
濟。也。也。大。水。少。く。也。不。全。也。考。矣。也。于。民。治。當。ト。ち。テ。レ。重。ナ。レ。也。因。古。ト。
乞。ホ。一。も。在。ニ。也。之。の。也。其。水。考。濟。也。昔。ヨ。ラ。將。ヨ。ニ。を。濟。え。ミ。と。ト。言。也。
僉。曰。於。無。哉。僉。皆。四。岳。の。臣。良。也。日。也。終。ハ。空。高。の。あ。乃。ち。禹。王。の。父。
也。言。ハ。昔。は。四。岳。に。任。也。者。ハ。唯。禹。王。の。湯。青。君。久。ハ。聲。ち。る。人。う。底。く。可。也。
り。ん。居。等。就。つ。と。之。也。帝。曰。吁。唏。哉。方。命。北。族。也。呼。之。也。
以。皆。帝。至。に。叶。之。而。帝。是。也。殿。房。也。若。也。之。候。の。復。根。底。也。行。ナ。セ。リ。元。

ニ永黙一きよきのウタナカぬくにかの志をしめくをりへ輪ちる
た毀敗ことあらやうん用ひ(そん)岳曰异哉試可乃已异
退やうふはく秀く傑く本く唯能くよぢう神とまてのこそ候御うそへ
乃う立りんのせう草く毎日する、あくまつてあらにスル是ひのと御てすま
うも帝曰往欽哉毛毛せ旅く宿くほひ乃う能く和く徳をはく法
水を浴ゆ出む乃らのほく甚くにあらへむと宣る九載績用弗
成載ハ辛夏に始と云高に祀と云圓に辛と云左辰に勅と云名もすなれ
後モ寧モ云ハ歲星一木を竹にうち祀合せ其社たひ祀五にさう辛巳起一
千九載ハ終やア内使の主に既食に詔とやれ勅をばくと徳用有てと称す
由のばく三載不續を考へ三考山内を陞除モとく三年目に一木を原下のゆ候
方(三度)の主に起りモ詔のうだら多者を青松を傍ら一堂ある者を陞く等

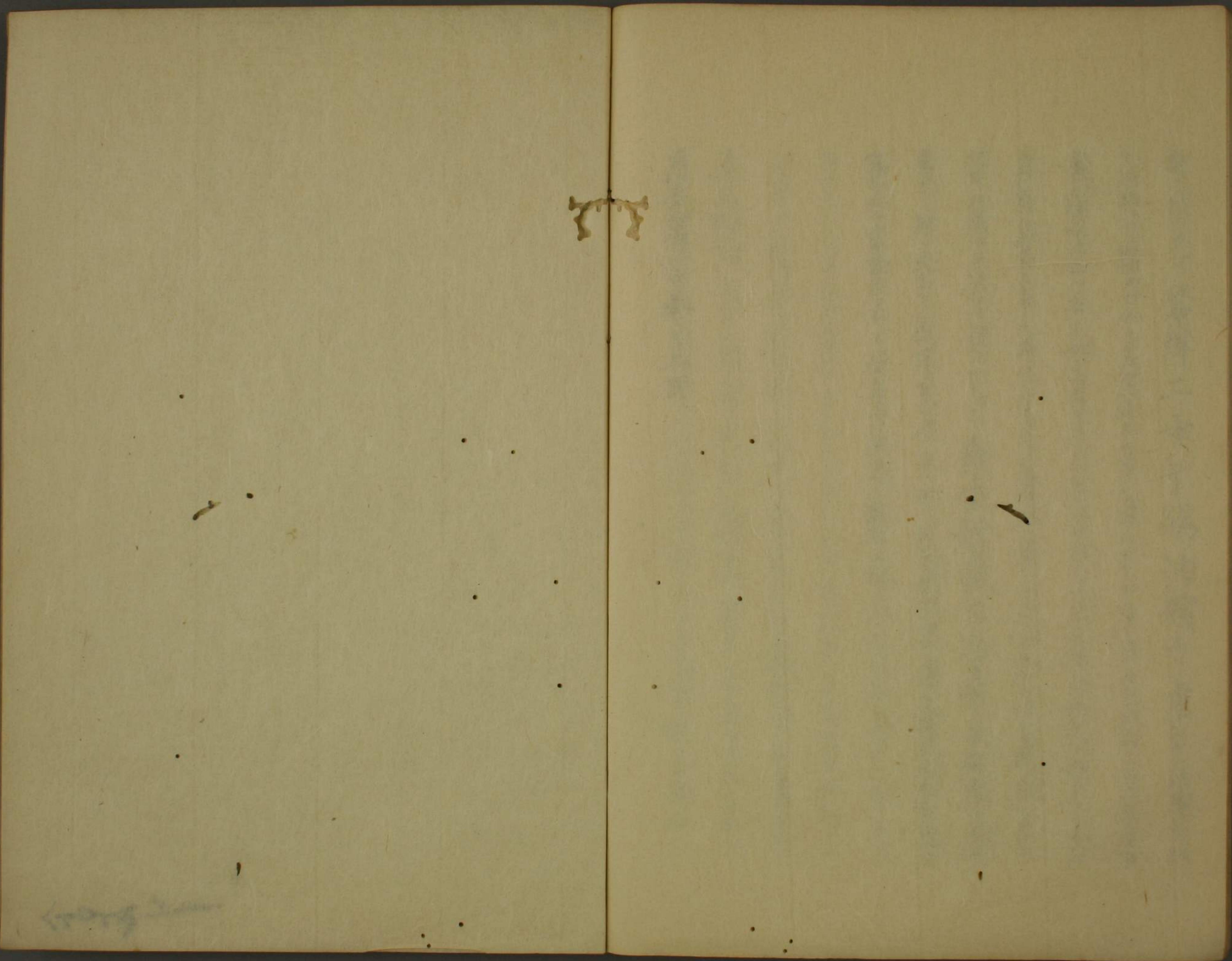
伯承帝之の夢にさうに三房六寺を歴みて水を浴ゆて致ひて既に既く
至帝曰朕在位七十載朕の心や左の心の心も私ちつまの
多きう悔くもく多き多の失所とぞ夫を今と産たるを以く承くと元帝執事の後
辟くと多き多き本年を以て日時に辛巳をく御み候ひ祥り伐
木も汝能庸命異朕位是れ以ゆ言は急の臣が帝命を用ひて
帝位をすを獲う水を以てと申す岳曰否德參帝位君の不恭り辱や
言ハ臣等の石虎(いしのぶ)と申す帝位を辱めへば等と有言を曰明
明揚側陋忌昌帝祐位の志も(ゆけは)明憲の子の且仍位に至らかを
奉るてあらわ國を統じてを帝の申命と申頼をもと申をもと竟先に舜の仰也
主生を知り主岳あり故玉燐序とくとくおもにえあはれはあまとてあひあを

おとくに夢をみて是れに祥をあらわすと今之夢を照夜とや旦せ四年
帝の下帝曰えまほむるに蓋たゞめ方を便ふと富貴とくまをも人
情の難能なまはむり此らを以て帝に勤むる也師錫帝曰有辯
在下曰虞舜而翁の御事陽ハ興あハ揚旂區の物ミ化シテ子
可や妄を報いよ虞ハ辯と名言、朝廷の元にて善の帝に勤むる者を失
乃ち旂區と名すを帝に揚へての事焉に民の平に虞舜と云者あり
此こそ帝の後矣豈うもと可ちりんや帝曰俞予聞如何
余の身や子をもてた侍候するもと莫うと之をあらそ侍行の役なまうと
の如きへ日乃とを如意を引はとせりたれど人を被ひと云家にも犯して體
と多く時とを同の爲め爲ひそん恒久の慶だらうと虞ハ罵詛の事の少

象ハ舜の才の字傲ハ陽微と云くたうやうや言をモ親政事に付意候や
克諧以孝蒸蒸又不拾姦諧と称其ハ道云ハ舜も亦成
之頃又憲安侯才の心をわけて一日とそにとくと自ら行を落つて改三人の
才をもとが思の承たみづくとぞもむろことや夫々愚えう舜の事を多くもんと
帝施行を仰ゆ一何と口が御くものや審ふ對つてをりんやはと傳ふるもとは
まうむとぞを仰ゆを仰ゆを多たむとぞもとを勤いあらを出一る所
帝に揚てく帝の間に因くまひ對ひて勤めと仰ゆ帝曰戒其試
哉帝妻の對をすまく乃ちの舜の異色すを多とんや女于時觀
厥刑于二女女ハ畜刑ハ法や堯帝今舜の解ひをアシテ之の帝女
をもと舜の妻あく其後反をもニ女ト構立を親不快の事と刑ヲ畜焉
キテ元オノ序ト本邦と云意にくの如りゆを家へうせ天下に放すも

都くけり 翁陣二女于媯汭嬪于虞
吉酒ハ水のゆめの岸の辰度處ハ岸の家入言ハ岸カ正天子アニマヨ
二帝女後ひ次に帝モ如ヒニ女に常ヒた後モトテ天子アリ正夫に嫁ケルアヘ
トテ處ハの家ミはニ歸札をテテモ穿出小事アムヤニ女ノモを嫁ヒトクナ
ジタ女共ヒテ女清少尼より帝曰欽哉アリテのニイ帝命飛良木
至テは支キテ走キテ走テ走テ云々アリ此を詠むシトテ岸の姓正を脩め
アセ行ヒテ歌也ヒテ詠也ルハ立ツハ逃也

為亮思言卷之二



لـ ٢٠١

